

第145回千葉市情報公開審査会議事録

1 日時 : 平成29年12月7日(木) 午後1時00分～午後2時40分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「若潮」

3 出席者

(1) 委員

鈴木庸夫委員、大久保佳織委員、田部井彩委員、鶴見泰委員、皆川宏之委員

(2) 事務局

小柳政策法務課市政情報室長、渡邊同課主査、石川同課主任主事、
土井同課主任主事

4 議事

(1) 第144回千葉市情報公開審査会の議事録について

(2) 審査請求人の意見陳述【公開】

諮問第52号 宗教法人の納骨堂建設計画に関する事前協議における審査資料等に
係る部分開示決定及び不開示決定について

(3) 諮問事項の審議

諮問第52号 宗教法人の納骨堂建設計画に関する事前協議における審査資料等に
係る部分開示決定及び不開示決定について

(4) その他

5 議事の概要

(1) 第144回議事録について

事務局案のとおり承認した。

(2) 審査請求人の意見陳述

諮問第52号

(3) 諮問事項の審議

諮問第52号

(4) その他

今回の審査会の開催は平成30年1月12日(金)午前10時から、次々回の審査会の開催は同年2月16日(金)午前10時からとした。

6 会議経過

◆ (1) 第144回千葉市情報公開審査会議事録について【非公開】

◆ (2) 審査請求人の意見陳述

(審査請求人、審査請求人代理人及び傍聴人 入室)

(鈴木会長) 諮問第52号について審査請求人から口頭意見陳述を行っていただきます。傍聴人の方もいらっしゃいますが、傍聴人の方はお手元の傍聴要領をご確認ください。審査会運営のためにご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

審査会の運営としましては、少し短いかもしれませんが、審査請求人及び代理人の方に30分程度お話いただくということでお願いします。

その上で、我々審査会から多少質問をさせていただくかもしれませんが、それもご承いただきたいと思います。

それでは、審査請求人の方、よろしくお願いします。

(審査請求人代理人) では、審査請求人代理人からお話しします。意見陳述の進め方ですけれども、まず、審査請求人本人からお話をさせていただいた上で、法的な観点について私から補足をさせていただくという形で進めさせていただければと思います。

私のほうは資料がないのですが、審査請求人は意見陳述の要旨について資料がありますので、それを今お配りさせていただければと思います。

では、審査請求人から、基本的にその要旨に従った形で、まずお話をさせていただければと思います。

(審査請求人) 本日はお忙しいところお集まりいただき、本当にありがとうございます。こんなことをするのは初めてなものですから、十分に意見陳述できるかわかりませんが、一応、資料に自分なりに書いておりますので、これに添った形でお話をさせていただきます。

私自身は、今現在、建設中であります(仮称)毘沙門堂稲毛霊廟のすぐ近くに住んでおります。直線距離25メートルのところにあります。

平成27年9月17日に、当地に標識が設置されまして、それで初めてこのことが問題になったわけですが、当時は、私は〇〇をしておりました。

【審査請求人個人に関する陳述のため削除】

この件に関する経緯を、簡単にまとめてみました。

最初にお断りしておきたいのは、この公文書開示請求というものは、私は今までやったこともなかったのですが、先ほど申しあげたように、標識が設置された後に、「どうもおかしいよ」という話がありまして、それに関する情報開示請求をさせていただいたことが始まりです。

このときに、僕は強烈な印象なのですけども、10月20日の日に開示請求をしました。そしたら、22日に部分開示決定通知書というのが来て、交付されました。わずか2日で。このことを通して、私のほうからすれば、千葉市のこのような情報開示の制度そのものは、大変、立派に機能しているなと思いましたが、開示された文書についてもこれがおかしいことを十分理解できるようなものを、部分開示でしたけれどもいただけたわけですね。この、今現在の制度が適正に運用管理されているというのが私の基本的な考え方です。

その後、27年10月に毘沙門堂の納骨堂計画に対する住民説明が始まりまして、その後、意見書を出してくださいとか、いろいろなやり取りがあったわけですが、その経緯の中で、この計画自体に非常に疑義があるということがわかりましたので、私は27年12月の市議会定例会に請願を提出しました。この請願は、全会一致で採択をされました。

28年1月以降、この件に関して、私だけではなく地域の自治会や商工会などからも市長への手紙が何件も出されています。これに対しても厳正適格な審査を行うことを明記した市長からの返事を何度もいただいたということです。

ところが、建築基準法上、問題はないということで、平成27年12月2日付で許可が出ました。民間の検査機関が合格書を出したということです。したがって、手続上、お寺を建てられる状態だという判断の中で、工事が始まろうとしたというのが本当です。

工事が始まろうとしたわけですが、当局のほうから、これは寺院であると同時に納骨堂でもある建物であるので、納骨堂についての事前協議も何もされていない段階から、工事をすることについてはいろいろと問題あります、強行をした場合には、それなりの判断がありますという指導が行われまして、それで結果的には工事は中止されました。

その後、3月末に事前協議書が正式に提出されて、4月から当局との間での事前協議が行われました。

事前協議の期間は規則上90日と定められていますので、私は最初知らなかったのですが、6月には結論が出るのかと思っていました。そうしましたら、それは違っていて、実働時間で見ますということで、土日・祝日等は除いて90日だということでした。結果から言うと、10月の初めになって事前協議済書が出ました。

この事前協議済書の交付を受けて、10月11日から建設工事が始まっています。1年を経過していますが、当初計画では今年の10月末完成予定だったのですが、それは実現されておらず、現在も工事が継続されています。追加工事という形ですが、工事中だということです。

僕のほうからは、この事前協議済書が交付されるに至った経緯を明らかにしてもらいたいというふうに考えましたので、事前協議において当局が行った指導及び審査内容の検証を行うために、そこに書いた日付で公文書開示請求を行いました。

これに対して、ここにある大きなケースいっぱいの情報開示をしていただきました。だから、先ほど申しあげたように、千葉市は、公文書の作成などに関して、いいかげんなことはしていないと私自身は思っています。今もそう思っています。ただし残念ながら、ほとんど真っ黒だったのですが。「のり弁」であったということは事実ですが、そういうものがいただけました。

それと同時に、僕は、この問題の担当している保健所の環境衛生課に、私たちが調べたり、見聞きしたりしたことで、これはお伝えしておいたほうがいいであろうということについては、何十回となく保健所に伺って説明をしました。これについても公文書として正式に扱われていて、全部、出てきました。ただし、これも全部、真っ黒でした。公文書であるけれども、真っ黒で返ってきた。「ちょっと待てよ」ということで、私が言ったものについては個人情報開示請求をすれば出していただけるであろうということをお願いをしたところ、全部それは出していただきました。

これでわかったことは、私自身の説明は、全て苦情扱いではありましたが、非常に克明なメモがとられていて、それが保健所長まで全部供覧されていました。それだけではなく、この問題に関係しているのは、保健所の環境衛生課だけではなくて、生活衛生課も関係しているわけですので、ここで情報共有されていたということがわかりました。

その経緯を踏まえて私が非常に疑問に思ったことは、その後、意見と書きましたが、開示された公文書の中に、平成28年6月13日のメール以降についての記録はありましたが、それ以前に作成された申請者との協議記録、メールを含めて、それが何もありませんでした。開示されていないわけです。

それで、この保健所の環境衛生課の担当者に、どうしてないのかをお聞きしたところ、そのときの直接的な表現で言えば、「メールサーバの容量の関係で削除した」と説明をされました。

この回答が正しいとしたら、事前協議中のものも含めて、作成された公文書が事前協議済書の交付を待たずに廃棄されたということになります。

そこで「ちょっと待てよ」と思いまして、千葉市の公文書管理規則を確認したところ、その第6条に「実施機関は、公文書を当該実施機関が定める保管期間を経過するまでの間、所定の書庫、保管庫等において適切に保存しなければならない。」として、第7条で「公文書の保存期間は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、右欄に掲げる期間以上の期間とする。」と定められていました。

そうすると、この納骨堂の経営計画についての話につきましても、その審査となる資料の中に、10年間の収支計画も入っています。そうであれば、この許可に関する公文書の区分は、許認可等に関するものでその効力を有する期間が10年を超えるものであると考えるのが普通であり、それならば、その保存期間は30年以上になるのではないかと、素人考えですが、思ったわけです。

もう一方で、その規則の第9条で、保存期間計画前の公文書の廃棄についても規定がありまして、「実施機関は、前条の規定にかかわらず、保存期間が経過する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときは、廃棄することができます。」と。ただ、この場合については、「廃棄する文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した日を記載した記録を作成しなければならない。」と定められていることがわかりました。

となると、この件についてどうなっているだろうとまた疑問に思ったものですから、4月5日付でこの間の申請者との記録、メール等がもし廃棄されたのであれば、当然その記録があるはずだと考えて、その記録の開示を求めました。

そうすると、結果から言えば、返ってきた回答は不開示であると、理由は、不存在であるからということでした。記録そのものがないということなので、不開示決定通知が出されました。

それで、今までのことを全部踏まえて、私自身の疑問として考えられることは、次に書いたとおりです。

要するに、平成27年9月以前から、当局と申請者との間のやり取りが始まっているわけですが、この間の協議等に係る文書、メールを含めてですね、それは公文書として扱っていないのかどうかということです。

先ほど申しあげたとおり、平成28年6月13日以降のものについては、メールが公文書として開示されています。これは一方の事実としてあります。

それから2番目、もし、そうは言っても公文書でないという話だとすれば、なぜ公文書ではないのかということが疑問になります。

その次に、もし公文書であったとした場合は、なぜ記録がないのかということになります。

まあ、ほかに、正直言えば、私自身、この件に関しましては、疑問に思うことはいくらかでもあります。

だけど、一つの話としては、これだと思います。だから、何遍も申しあげて申しわけないですが、僕は、千葉市が、ご担当の窓口の方たちが、こういう問題に関して、いいかげんな仕事をされているとは、全く思っていません。見ていただいたらわかりますが、私がもらった、開示請求をしたものは、ここに持ってきましたが、こんなのが五つぐらいあります。部分的に塗り潰してあるとか、そういうことは別にして、非常にきちんと書いてある。

だから、そのことは本当認めるのですが、なぜ、本件に関して言えば、ある時期、本来あってしかるべきものがないのか。あるいは、ない理由が納得のいくものでないのか。そこをやっぱり明らかにしていただきたいということが私のお願いであります。

よろしくお願いします。

(審査請求人代理人) では、代理人のほうから、補足を含めて少しお話をさせていただきたいと思います。

私が今からお話をする内容は、平成29年4月18日付で提出しました、反論書1の基本的な内容になるとご理解をいただければと思っています。その中で特に当方として重要だと考えている点について、少し口頭で申しあげたいと思います。

まず、先ほどの審査請求人からあった意見陳述の関係で少し補足しますと、平成28年6月13日以前の電子メールのデータについて削除したということは、口頭で担当者

から聞いたというふうに聞いております。

その点を補足しまして、さらに、今回お出しした意見陳述書面の最終ページのほうに、資料1というものをつけましたが、廃棄に関する記録について公文書開示請求をしたところ、公文書不存在になったという記録であるという点を、まず補足したいと思います。

次に、私から何点か申しあげます。

先ほど審査請求人から話があった、電子メールが公文書に該当するかどうかという点を、まず申しあげます。

公文書については、千葉市の情報公開条例の第2条第2項に定義があると理解をしていますが、本件でもポイントになるのは、組織共用性の有無であろうと考えます。

過去に情報公開の審査会、あるいは訴訟等でも、電子メールが公文書に当たるかどうかというのは、いろいろな事例があるということは、委員の先生ももちろんご承知のところかと思っておりますが、本件が特に特徴的であると審査請求人代理人として考えているのは、外部の事業者と市の担当者のやり取りに関するものであるということです。

千葉市側の主張としては、電子メールとは別に公文書を作成するというので、電子メールそのものは公文書ではないと主張をされているようですが、仮に別に公文書たる報告なり、何らかの文書が作成された場合でも、電子メールそれ自体を公文書と把握しない限りは、メールに基づいて適切・正確に報告書ないし何らかの文書が作成されたかどうかというのは判断ができないと思います。

また、本件では、その他の報告のための公文書も十分に開示されていないだろうと思います。

電子メールについては職員が利用したアドレスの、どういうアドレスなのかとか、あるいは同送先に同僚や上司が含まれているか。あるいは、メールについてはさらに、受け取った後にどこに転送したのか等を把握した上で、個別に公文書であるか否かかどうかということが判定されるべきではないかと考えます。

公文書として把握をした上で、不開示事由があるかどうかについて、個別のメールについてさらに判断をすべきではないかということが当方の考えです。

先ほど、審査請求人が申しあげたように、千葉市の担当者の職員の方は、審査請求人に対して、平成28年6月13日以前の電子メールについては、メールサーバがいっぱいになったから削除したということを説明していると聞いています。しかし、現在では、記録媒体は安価に入手・管理できますし、バックアップもとらずにメールサーバからメ

ールデータを削除することは、通常、千葉市のような大きな組織体で、率直に考えられないことかなと思います。

また、これは受信の方法にもよるかと思いますが、職員のパソコンそのもののデータが残っているということも考えられるのではないかと思います。

メールサーバの容量が問題ということであれば、具体的に容量がどの程度で、なぜ、システム上そのような必要があるのかということについてもご確認いただきたいと考えています。

また、逆に、6月13日以降のメールも一部公文書として把握されているということが、今回の開示の結果から明確であります。それを前提にすると、先ほど審査請求人からも申しあげたように、容量がいっぱいだからといって全て削除するというような対応は、公文書の管理として問題があることは明らかであろうと思います。

公文書の管理は、直接この審査請求の対象ではないというようなご意見も千葉市はありますが、公文書管理の適正ということは極めて重要な観点かと思っておりますので、その観点でも審査会の委員についてはご検討いただきたいと思っております。

そもそも公文書管理制度は、現在、国や財務省の問題もありますが、健全な民主主義の根幹を担保する制度であると代理人としては考えます。

国民、市民共有の私的財産である公文書や行政文書を保管・管理し、後世に伝えることは、行政機関が国民や市民に対してなすべき説明にも、骨格となる制度です。公文書管理が適切になされていることが、市民に開かれた公正な市政を担保する上で重要な制度ということになります。

公文書管理が適正になされていないければ、公文書開示請求、情報公開制度そのものも抜け穴ができるということになりますので、公文書管理が適正になされていないことがあるのであれば、この審査請求を機に是正されるべきではないかと考えます。

次に、反論書1の第1の2に記載した、打ち合わせ議事録や架電記録等についてという点です。

そもそも行政機関がある許認可の申請者、あるいは申請を将来考えて協議に来た者との面談の記録を残していないというようなことが、そもそも想定できるのでしょうか。

本件では、審査請求人らが公文書開示請求を行ったところ、先ほど審査請求人からもありましたが、住民との面談記録については連絡票として数多くの面談記録が残されていることは判明しています。今回、不服の審査の対象になっている一部開示の決定をい

ただいた中にも、住民対応記録というものがあるかと思いますが、私の手元にあるだけでも、これぐらいの厚さのものが残っているというような状況です。

ここからも、千葉市の住民との関係での面談の記録を公文書として残されているということは明らかだろうと思います。周辺住民との面談に関して、逐次記録をされていることに対して、申請者、申請予定者との面談については記録を作成しないというのは、率直に、行政のあり方として考えられないと申しあげざるを得ないと思います。

通常、申請者ないし申請予定者と面談をする場合については、決裁権者等の上長に報告をしたり、関連する部署との情報共有をするために公文書というのは通常、記録され、公文書として文書を残すものではないかと考えます。

次の点です。反論書1の第1の3という点ですが、開示請求の趣旨を損なうとして全部不開示となった点が不当、あるいは違法ではないかという点です。

確かに全部不開示という決定をされた中で、文書のページ数等がわかれば、個人情報や、あるいは毘沙門堂の営業秘密等が事実上わかってしまうという文書も中には含まれているのではないかということは、代理人としては理解できる場所ではありますが、ほとんどの場合、個人情報の不開示、あるいは営業秘密の不開示については当該該当する部分を黒塗りにして、写しの交付を行うことで十分、個人情報や営業秘密等の保護は図れると考えています。

少し反論書にも書きましたが、そもそも公文書開示請求は、請求の理由は問われないという制度ではありますが、本件公文書開示請求を審査請求人が行った理由は、毘沙門堂という宗教法人が行った墓理法に基づく経営許可に関する事前協議申請が適切になされているかどうか、それに対して千葉市が適切に審査をしているかどうかを確認するという目的で行った請求です。

このような理由からすれば、どのような項目の文書、あるいは、どのような形式の文書が毘沙門堂から千葉市に対して提出されているかという点が明らかになるというだけでも、開示請求の趣旨は満たされると考えるべきではないかと思います。

文書全体を不開示とするのではなく、個々の文書について不開示部分を検討していただいて、開示部分があるものについてはできるだけ開示をするということが、原則、全ての公文書は開示されるべきという情報公開条例、あるいは情報公開の制度の趣旨にのっとった運用ではないかと考えています。

次に、反論書1で言うと、5番の行政指導の点について述べたいと思います。

本件では、既に事前協議済書を交付していて、本件事業者、毘沙門堂との関係では行政指導の内容が明らかになることは、事務事業執行情報として問題にはならないのではないかということをも反論書1に記載しました。

また、仮に行政指導の内容が明らかになることで、今後、別の事業者に対する行政指導が困難になるとしても、行政指導の内容だけが不開示ということであれば理解できなくもないですが、事業者と千葉市がやり取りをした、例えば、時期であるとか、連絡形態、あるいは連絡をしたのが誰であるか等について明らかになることで、行政指導の内容が明らかになるとは言えないと考えます。

むしろ、行政指導の内容が明らかになれば、今後の事業者は、条例や規則において、どのような問題点が事業者として指摘されやすいかという点が公開される、事前に把握されるということで、むしろ情報公開してもいいのではないかということも、代理人としては率直に感じるところです。

先ほど申しあげたように、公文書開示請求というものは、原則全て開示するという制度です。委員の先生方には非常にお手間をかけることになってしまいますが、個々の文書について不開示分を検討していただいて、開示部分については全て開示するというような決定をお願いしたいと思います。

最後に、反論書1の第2として記載した点についても少しだけ補足をします。個人情報の関係です。

本件は、この情報公開審査会の所管でないかもしれませんが、個人情報の取扱いについても、本来、極めて重要な問題かと思えます。特に、第2で記載した点というのは、個人情報保護条例上、特別に個人情報保護の審議会に意見を聞きなさいというようになっている、かなりセンシティブな個人情報の取扱いに関する点ですので、この点についてもここでご検討いただいて、千葉市に対して適切な措置を行えるように働きかけていただきたいということが、審査請求人代理人としての考えです。

審査請求人代理人からは以上となります。お時間ありがとうございます。

(鈴木会長) 意見陳述を承りました。

前段のほうで、かなり不存在の問題を取り上げていますが、これは審査請求書及び反論書、とりわけ反論書の第1のほうに、かなり克明に書いてあるところではありますが、新たな主張ということになるのか、それとも、まあ、公文書の管理の観点からは、ここでは直接的な形では表れていなかったかと思いますが、これは先ほど審査請求人からのご指

摘もありましたし、先生からのご指摘もありましたので。我々としては、公文書の管理というのも大事な観点だろうと思っておりますので、そういう観点から審査することについては、十分考慮したいと思っております。

(審査請求人代理人) ありがとうございます。

(鈴木会長) この趣旨は、そういう観点に、そもそも含まれていたという理解でよろしいですか。

(審査請求人代理人) 公文書管理の観点がということですか。

(鈴木会長) はい。

(審査請求人代理人) 確かに書面上、例えば、その公文書管理の観点に、条例に反した部分、あるいは規則に反した部分があるから、今回の開示決定そのものが不当か違法かというような問題になると、確かに直接結びつきはないというふうに理解できるのかなというふうに理解はしております。

ただ、そもそも千葉市がおっしゃっている言い分が、果たして正しいものであるかどうか。あるいは、例えば、削除をしたけれども、バックアップが残っていないのかどうか等については、これは可能な範囲でということになるのかもしれませんが、委員の先生方においてはご検討いただきたいと。真に不存在なのかどうかという点については、委員の先生方におかれても一定のご検討をいただきたいと。そのような趣旨だにご理解いただければと思います。

(審査請求人) 私自身は、ここにも書いたとおりでありまして、きちんと対応して、きちんとメモを取っていてということは、現場においてはされていると思っております。ですから、公文書として作成されていないはずがないと思っておりました。今もそう思いたいと思っているわけです。

ところが、実際に起こった開示請求における対応からは、どうしても疑問に思わざるを得ないということです。だから、本当はまずそこがあって、その保管がどうであるかどうかという話はその上でということです。僕はできていると思っております。当然、公文書はあると思っております。

(鈴木会長) 新たな主張というよりも、そこも踏まえてやるべきだということですね。

(審査請求人代理人) そのように理解していただいて結構です。

(鈴木会長) 別段、反論書に書いていないから、それ以上の主張ができないということはありません。そこは職権で判断しますので、どうぞ主張されたいことは、新たな主張

でも構いませんので、どうぞお話しください。

(審査請求人代理人) 特段、現時点で何か口頭で申しあげたいということはありません。反論書で書かせていただいた点以外でも、もちろん開示の考え方について、違法ないし不当な部分があるのであれば、委員会の先生方において、職権でご判断いただきたいとは考えております。

(鈴木会長) 法人等情報について、恐らく、数字が全部消されていたのではないかと思います。「のり弁」というのはなかなかいい表現だなと思いますが、それはともかくとして、法人等情報について、なかなか営業上の秘密というのは捉えにくいところもありますが、あえて我々としては、そこは判断したいと思っています。

この法人等情報について、恐らく出ているのは枠ぐらいではないかと思うのですが、先ほどの審査請求人や審査請求人代理人のご発言では、日にちなんかはいいから、例えば、どういう項目が書いてあるかがわかるようなものがほしいというようなご主張もあったと思いますが、その辺はいかがですか。

(審査請求人代理人) まさに、今ご整理いただいたようなことがこちらの主張になります。より具体的な話をする、今回、例えば図面の類について、図面そのものを開示しないという対応をされている場所がいくつかあったかと思いますが、一般的に、例えば建築確認等の公文書開示請求をした場合について、マンションの場合であればですが、戸別住宅の専用部分の間取りについてマスキングをされるというのは、よくある対応かなと考えております。

ただ、反面、共用部分であるとか、あるいは図面全体を開示しないという対応は、情報公開審査会の対応としては、あまり一般的なものではないかなと考えておまして、図面そのものを開示しないというのではなくて、図面は出していただいた上で、その中でマスキングする部分がどこかということ、少なくとも検討する必要があるでしょうというのが当方の考え方です。

図面以外でも、ほかの文書でも、個別の数字そのものが営業秘密に当たるという側面はあると思います。あるいは、収支の金額については、そういう部分があるかと思いますが、どのような書類が出されたのかということについては、少なくとも、それ全体として不開示で、文書そのものを不開示にするというような事由には当たらないのではないかとというのが、審査請求人の考え方です。ちょっと繰返しになりますが、以上です。

(審査請求人) 1点だけ、今のことにに関して。申し訳ありません。

今回の納骨堂の特徴は、機械式納骨堂ということです。自動倉庫というものを採用した形でつくられています。私が一番疑問に思っていることは、今回のこのケースにおいて、自動倉庫についての説明が一切されていないことです。そして、それに対する資料も、何も提供されていません。

審査の過程で、許可対象になっている基数が当初5,000という計画だったものが2,400に半減しています。とても重要なことです。ところが、そのことに関する資料に当たるものが何もないのです。一切開示されていません。

だから、そういうことが、非常に不信感につながってしまうと思います。具体的な話で言えば、そのことです。

(鈴木会長) 説明会のときに、そのことの説明はなかったということですか。

(審査請求人) 何もありません。説明は非常に簡単な図だけであって、中身の詳しいことは一切ありませんし、半分に減ったことによって何が起きているかというについての説明は一切ありません。

(鈴木会長) 半分に減ったことは、どのように知り得ていたのですか。

(審査請求人) それは、事前協議済書が出されたわけですから、そのことの結果、当初計画が5,000から2,400に減ったということは明確にわかったわけです。

(審査請求人代理人) 多分、説明会が何度か開かれているのですが。

(審査請求人) 4回開かれました。

(審査請求人代理人) その説明会の中で、希望者数がどうかという話ではなくて、どれだけの基数の納骨堂をつくるかということについて説明がどんどん減ってきているという過程があります。

(審査請求人) 4回目、いや、その後で半分に減りました。

(審査請求人代理人) 今回の、我々に開示された部分を見るだけでも、千葉市が一定の調査をされた上で何らかの行政指導をされた結果、半分に減らしなさいというような経過があったこと自体は、我々に開示された部分だけでもわかります。

(審査請求人) それを受けて標識も変えました。標識の表示が変わりましたから、みんなに見える状態になっています。

(審査請求人代理人) その関係で言うと、壇信徒名簿が最も重要で、壇信徒の名簿の中で納骨堂の希望を何名の方がされているかということが最も大事なことになるんですが、

その壇信徒名簿そのものについて丸々不開示にされているので、それ以上こちらでは具体的なところは検討できていないという状況です。

(鈴木会長) これは情報公開の筋からは外れるかもしれませんが、訴訟も起こされていらっしゃるようなので、その中で、住民の方の利益というものをどのように主張されているのですか。

(審査請求人代理人) 現在、行政訴訟として提起をしている事件のことについてご説明をすればいいと思いますが、千葉地裁に提起をしているのは、事前協議済書が違法で取り消されるべきだという訴訟と、経営許可申請がなされた場合について経営許可を行うことを差し止めるという訴訟を行っています。

事前協議済書については、処分に当たるかどうかという議論があろうかと理解をしております。千葉市は処分ではないとご理解をされているようですが、それを処分として争った場合の取消訴訟と、仮処分ではないとした場合の当事者訴訟としての違法確認訴訟を提起しているという状況が現状です。

我々が把握できている限りだと、まだ経営許可申請はなされておられませんので、その形で現在までは進行しております。実は今週、おとといの期日で、一審の千葉地裁については口頭弁論が終結になって、3月2日に判決期日を一応、次回期日として指定したという状況です。

近隣住民がどのような被害があるのか、訴訟で言うと原告適格に関わる点というところが、ご質問の主たるところかと思いますが、これについては、そもそも墓理法について千葉市の基準を決めた条例でも、周辺住民の意見等を聞く、あるいは説明をしろという規定となっていて、さらに、努力義務として協議を行うことになっていますので、そのような点から、近隣の住民には生活環境ないし公衆衛生の観点から法律上保護された利益があるのではないかというような主張をしています。

また、施設基準と言われる、納骨堂をどういう施設にしろという基準の中にも、例えば、囲みなさいと。

(審査請求人) 周辺に緑地を設けなさいと。

(審査請求人代理人) 周辺に緑地を設けなさいというような規定がありますが、千葉市の主張としては、その点は、あくまで納骨の静穏をするだけの利益で、周辺住民の個別的な利益を保護したものではないとしていますが、我々としては、それは納骨堂の静穏を保護するだけではなくて、周辺住民の生活環境も含めて保護されるべき、個別的に保

護している規定なのであるから、原告適格の基礎になるのではないかと主張をしています。

原告適格の点に関しての概要として、そのような主張になっているかと思えます。

(鈴木会長) 他の委員から何かありますか。皆川委員、いかがでしょうか。

(皆川委員) 今、ご意見いただいたところと重なるところかと思えますが、提出いただいた反論書などでは、全部不開示決定がされていることに対して、例えば、収支計算書ですとか、あとは納骨堂の希望者名簿とか壇信徒名簿などに関しては、個人情報に該当するところもあるということになるのではないかと思うのですが、開示の趣旨として、ある程度マスキングした上でも、枠自体もこういう文書ができているということをお求めたいというお考えでよろしいのでしょうか。全部不開示にするのではなく、文書が出ていることを確認して、それでこのような数の壇信徒名簿が出されているということもお知りになりたいし、そういうことで開示されるべきであるという主張でよろしいですか。

(審査請求人代理人) 結構です。

(皆川委員) わかりました。どうもありがとうございます。

(鈴木会長) 我々のほうからの質問は以上です。口頭意見陳述の時間は、めりはりをつけるため30分としましたが、決して長くはないので、もし、追加主張をされたい場合には、我々の審査もかなり急いでやらなければいけないと思っていますので、1週間ぐらいでお申し出ください。

大体の主張は理解できたかと思えますが、そういった主張を踏まえて審査したいと思っております。

(審査請求人代理人) ありがとうございます。

(鈴木会長) それでは、ご苦労さまでございました。

(審査請求人、審査請求人代理人及び傍聴人 退室)

◆ (3) 諮問事項の審議 以下非公開